

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

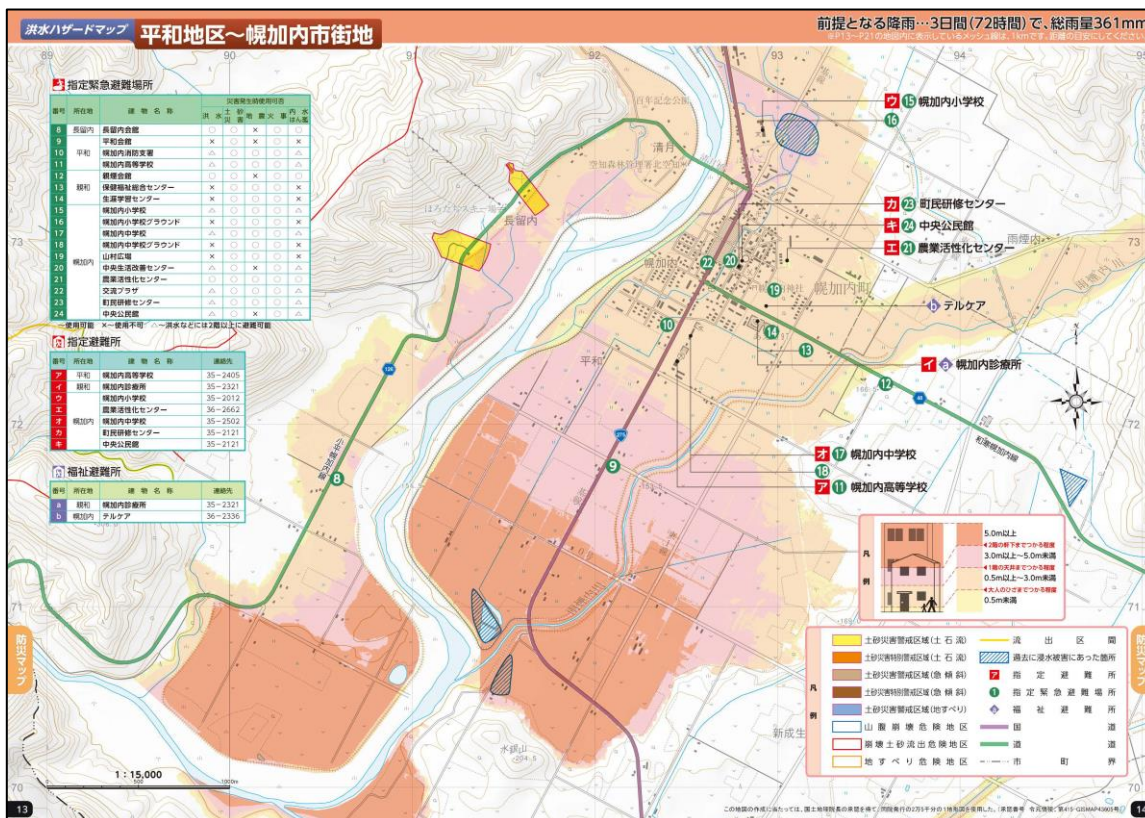
第 1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：幌加内町防水ハザードマップ)

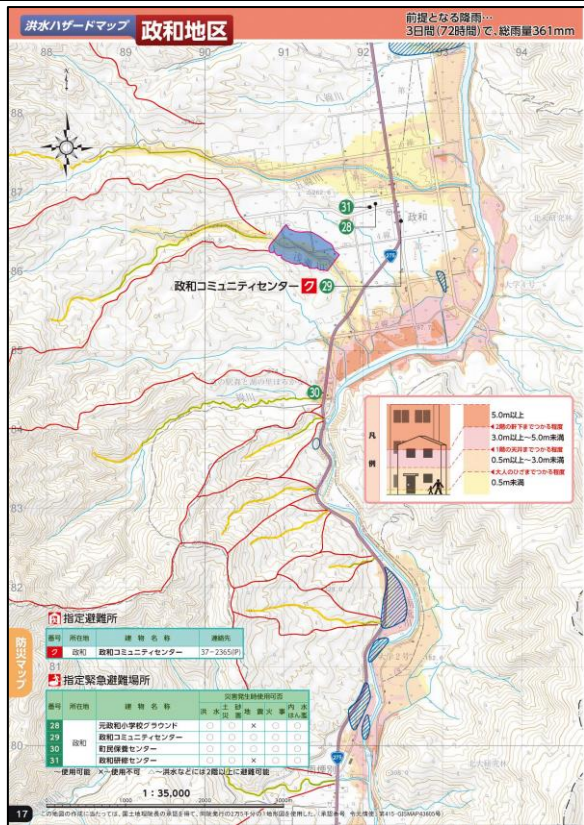
幌加内町には一級河川雨竜川が流れており、幌加内町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、72 時間総雨量 361mm の降雨を想定した場合、0.5m 以上の浸水が予想されており、今後地球温暖化による集中豪雨が増加した場合は想定外の被害による備えも必要と思われる。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
幌加内地区	0.5m～3m未満	36
下幌加内地区	0.5m～3m未満	6
東栄・上幌加内地区	0.5m～3m未満	0
政和地区	0.5m～3m未満	1
添牛内地区	0.5m～3m未満	3
朱鞠内地区	0.5m～3m未満	3
母子里地区	0.5m～3m未満	1



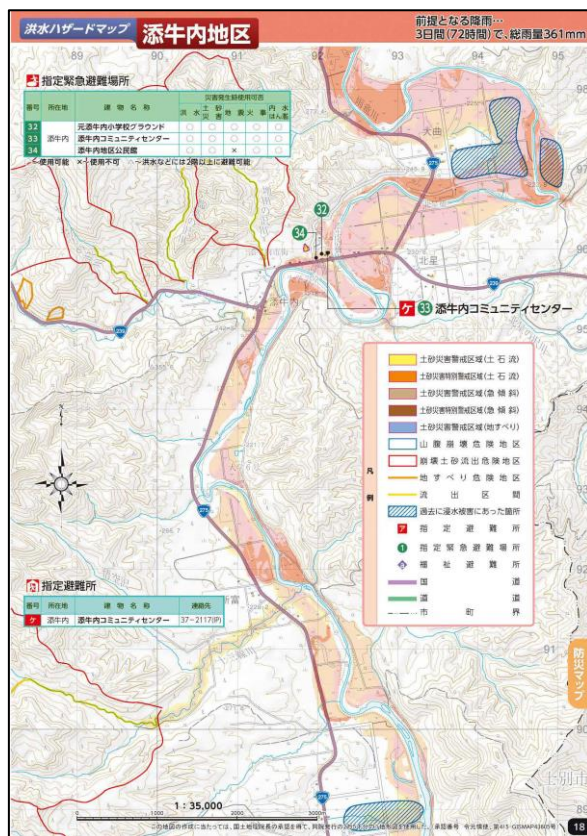
幌加内市街地

(出典：幌加内町洪水ハザードマップ)



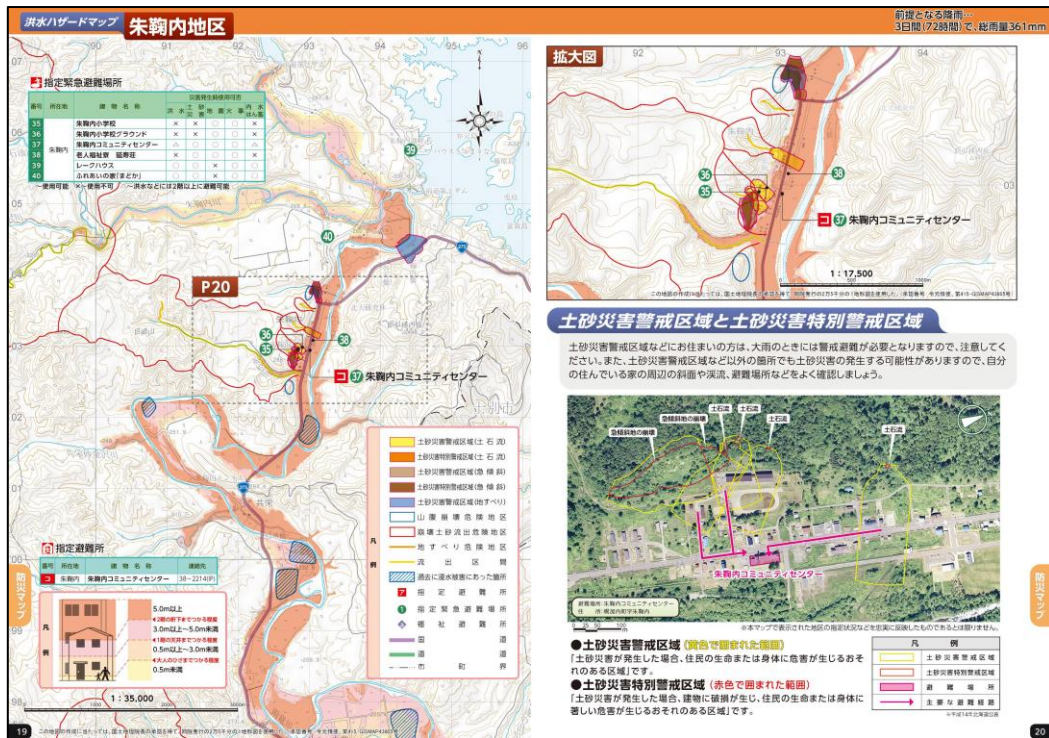
政和地区

(出典：幌加内町洪水ハザードマップ)



添牛内地区

(出典：幌加内町洪水ハザードマップ)



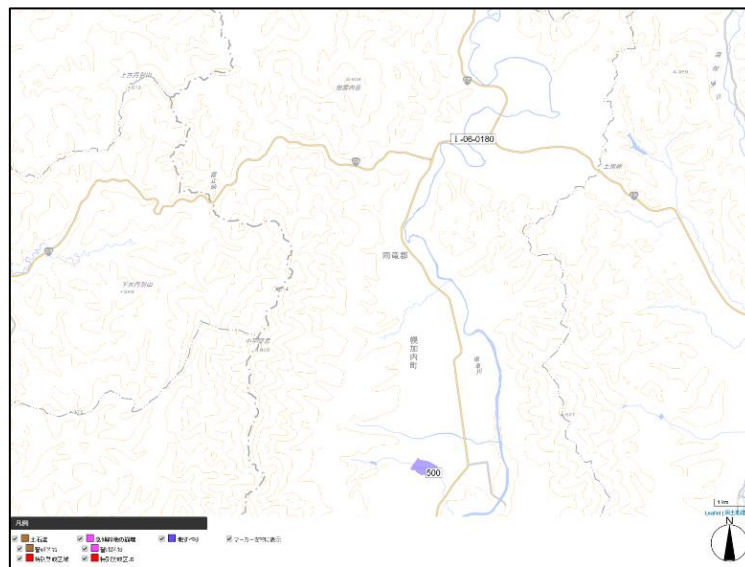
朱鞠内地区

(出典：幌加内町洪水ハザードマップ)

(土砂災害：幌加内町地域防災計画 (資料編))

北海道土砂災害警戒情報システムによると、幌加内町の朱鞠内地区が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、飲食業をはじめとした小規模事業者が3者あり、対策が必要とされている。

他に、政和・添牛内地区の一部も土石流・地すべり等の警戒区域に指定されていて飲食業をはじめとした小規模事業者が4者あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：J-SHIS・幌加内町地域防災計画)

幌加内町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると11個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「増毛山地東縁断層帯」となっており、震度6強の地震が想定されているが、発生確率は0.6%となっている。

地震ハザードステーションの防災地区によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が0.6%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度1の地震が1回、2018年の胆振東部地震では震度1の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
増毛山地東縁断層帯・ 沼田-砂川付近の断層帯	西部増毛山地東 縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近 の断層帯	7.5程度	不明
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%~0.03%
	東部	7.2程度	ほぼ0%~0.01%



(出典：地震調査研究推進本部)



平成29年12月～平成30年3月	雪害	町内全域	2月17日対策本部設置 職員等による除雪支援実施 2月25日全道積雪記録更新 3m24cm
平成30年7月3日～4日	水害	幌加内南地区	集中豪雨 国道275冠水 農業被害 38ha
平成30年9月6日～7日	地震 停電害	町内全域	北海道胆振東部地震 全戸停電水道施設停止携帯等電話不通 ジェイ・アールバス運休 備蓄品、発電機、ストーブ等確保 厚真町へボランティア派遣 農業被害牛乳 1,810 リットル廃棄
令和元年8月9日	水害	町内全域	集中豪雨 国道275冠水 農業被害 1,750ha

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者 62人 (独自データ)
  - ・ 小規模事業者数 50人 (独自データ)
- ※H26 経済センサスでは小規模事業者 68人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	9	6	町内に広く分散
製造業	6	4	町内に広く分散
卸売業	1	1	中心市街地に多い
小売業	14	11	中心市街地に多い
飲食・宿泊・サービス	19	18	町内に広く分散
その他	13	10	

数値は独自データ (実態調査)

### (3) これまでの取組

#### 1) 町の取組

項 目	年 月	備 考
幌加内町防災会議条例	S 38. 1	
幌加内町地域防災計画	H26. 11	H28 改訂、R2.8 全部改訂
防災備品購入補助	H30. 12～	発電機、暖房機
防災訓練の実施	R 1. 6	防災担当者研修
	R 1. 9	公共施設防災訓練
防災備品の備蓄	H25～ 計画購入	備蓄食料：α化米・乾パン等 暖房用品：毛布・マット等
新型インフルエンザ等対策行動 計画の策定	H27. 3	R2. 4 改訂
幌加内町洪水ハザードマップ	R 2. 10	町内全戸配布

#### 2) 商工会の取組

項 目	年 月	備 考
町施策周知(防災備品購入補 助)	H30. 12	チラシ配布 100 部
事業継続力支援計画対応	R 1. 10	担当者研修会参加
損害保険への加入促進	R 1. 11	個別訪問・チラシ配布
自治体との連携	R 1. 12	防災・商工担当職員との協議
B C P 策定支援力向上	R 1. 12	広域(4 商工会)職員セミナー開催

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性など、感染症対策の周知が十分になされていない。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	9	6	2	2	0	0	0
製 造 業	6	4	0	0	1	1	0
小 売 業	14	11	0	1	1	1	1
飲食・宿泊・サービス	19	18	2	1	2	2	1
そ の 他	14	11	0	0	0	0	2
合 計	62	50	4	4	4	4	4

※ 策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、土砂災害警戒区域である、政和・添牛内・朱鞠内地区の全小規模事業者7者と、災害が起きた際に復旧作業に向け必要とされる建設業者と中心市街地の事業者合わせた13者を本計画期間内において策定します。  
 今期は20者、2期目は30者の策定を行い、2期（10年）で100%の小規模事業者の策定をします。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

幌加内町	幌加内町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携先からの専門家派遣による普及セミナーや相談会、町内関係機関への呼びかけによる研修会の開催などを実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	9	6	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0
製造業	6	4	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
小売業	14	11	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
飲食宿泊・サービス	19	18	2	1	2	2	1	2	1	2	2	1
その他	14	11	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	62	50	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

- ・町、商工会並びに関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	町が行う防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	幌加内町町産業課商工観光係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

### (1) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。
- ア. 応急対策の実施可否の確認
  - ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
  - ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
  - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
  - ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。
- イ. 応急対策の方針決定
  - ・幌加内町災害対策本部の方針に従い、当町産業課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状

況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

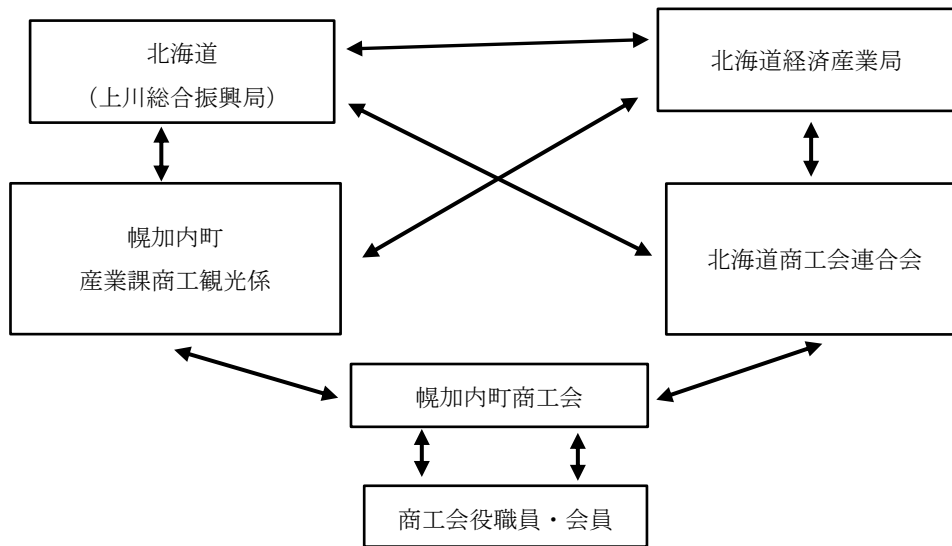
- ・当町で取りまとめた「幌加内町町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

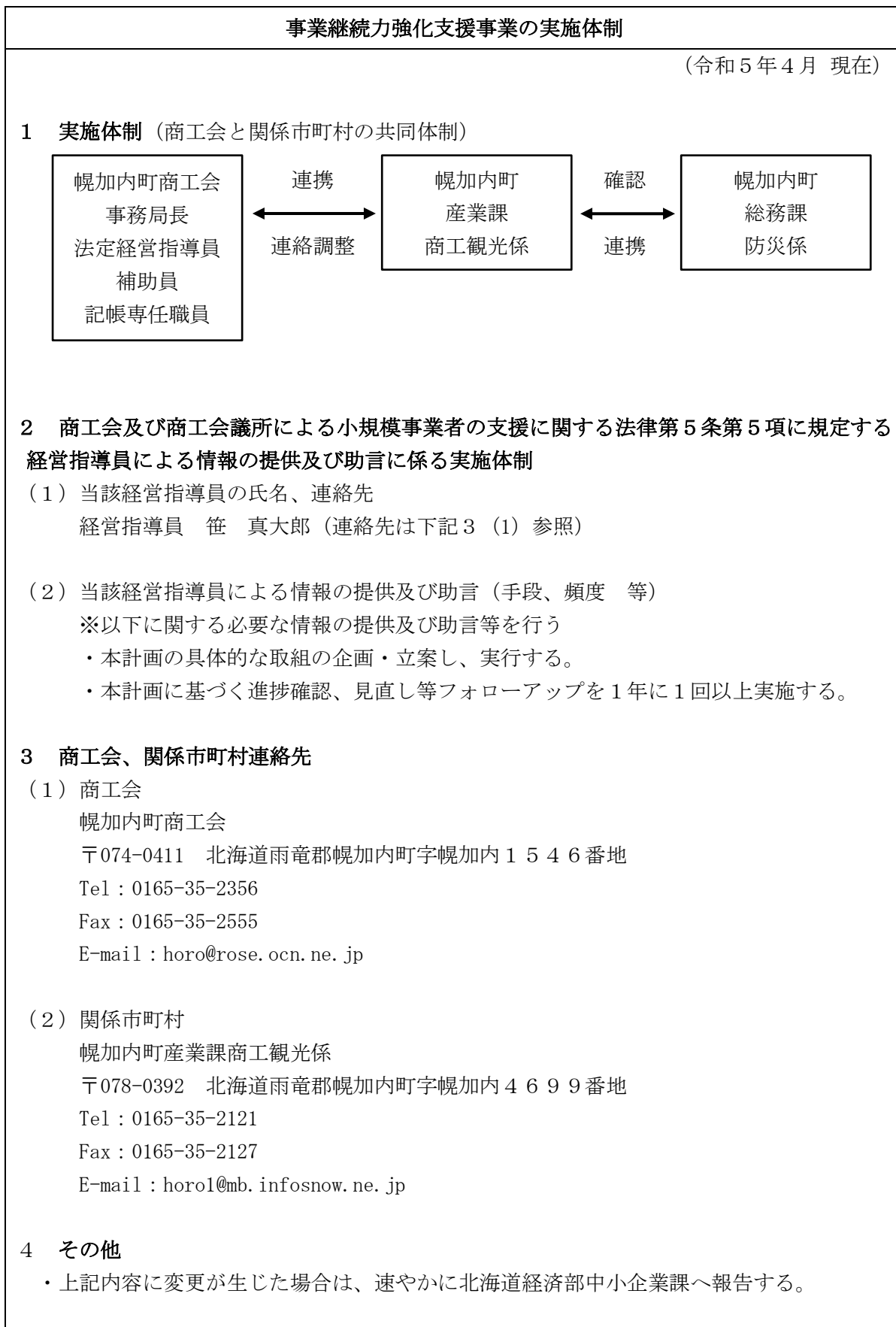
- ・幌加内町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、幌加内町・幌加内町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	80
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。